

9月議会に係る記者会見

平成26年8月26日(火) 午後1時～
ハイトピア伊賀4階 ミーティングルーム

1. 市長からの発表

あいさつ

8月24日に執行しました「伊賀市庁舎整備に関する住民投票」については、投票総数が32,304人となり、当日の有権者76,000人の2分の1に満たないため、開票作業が行われない結果となりました。

市としても住民投票説明会や広報紙、行政番組などの広報媒体により市民の皆さんに2つの選択肢について説明を重ねるとともに、市内の大型店舗や地区の夏祭りなどで啓発物品を配布し投票の参加を呼びかけてきたところです。

投票日の当日は、午後から雨模様となる生憎の天候となりましたが、市民の皆さんには投票所までお運びいただき感謝申し上げます。

残念ながら、開票には至りませんでした。今回の住民投票は大変意味があったと思っています。

市庁舎の位置については、議会ですっかり考え決定すべきであると判断していただいたと理解しています。

住民説明会をはじめ、これまでに市民の皆さんから頂戴しました意見や議会の報告などを総合的に勘案した結果、市の庁舎を三重県伊賀市隣接地に移転するため、市役所の位置を変更する条例を9月議会に上程すると申し上げてきましたが、本日午前の議会運営委員会で9月11日に審議いただくこととなりました。ご報告申し上げます。

(1) 「2015年ミラノ国際博覧会」日本館・イベント広場への参加

及び出展日程の決定について(資料No.1)

4月の議員全員協議会でもご報告いたしました、2015年にイタリア・ミラノで開催される「ミラノ国際博覧会・日本館」への出展団体及び日程が8月7日に発表されました。

事務局から発表された内容については別添の資料をご覧くださいたく存じますが、伊賀市の出展は2015年6月28～30日の3日間の予定となっております。

出展内容に関しては、「伊賀流忍者の精神と食文化」というコンセプトのもと、伊賀上野観光協会との連携により、海外での公演経験が豊富な伊賀流忍者集団「阿修羅」による演舞や手裏剣打ち体験を披露し、食文化としては世界から注

目を浴びている「日本酒」とそれを彩る「伊賀焼」のテーブルウェアを中心に展開していく予定です。

現在のところ 9 月に日本館事務局より参加者向けの説明会があり、詳細の内容については説明会以降に組み立てていく予定で、12 月中旬には事務局である日本貿易振興機構（ジェトロ）と参加合意書を締結する予定です。

三重県は現在のところ参加を表明されていますが、全体的な事業効果などを調査中であり、最終的な参加は県議会との協議を経て決定されるということです。

ただし、伊賀市としては三重県との連携を図り、効果的な出展を行いたいと考えていますので、協力をお願いしていきたいと考えています。

現在、円安の影響もあり、外国人観光客が右肩上がり、全国各地でインバウンド獲得が激化しています。

また、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、外国人観光客の受け入れ態勢を整えるうえでも、今回の万博出展により、忍者の本拠地は三重県伊賀市であることを国内外に P R できる機会と考えています。

今回の出展は、伊賀市の観光振興ビジョンにおける外国人観光客獲得に向けた方針の一環であり、一過性で終わるものではありません。

現在、伊賀市には台湾などアジアからのお客が多く訪れていますが、欧米からの観光客を増やすための試金石として、イタリアで開催されるミラノ万博に出展を企画しました。

忍者以外にも、ヨーロッパの人たちが好む伊賀焼や伊賀くみひもといった日本の伝統工芸品や優れた日本酒もあることから、今回の出展を契機として優れた伊賀市の特産品の P R を図っていきたいと思います。

(2) 関西国際空港における伊賀市の P R 活動について（資料No.2）

『忍者発祥の地「伊賀市」忍者トリックアート』設置事業について、6 月 17 日に情報提供をいたしました。その 1 つであります関西国際空港については 7 月 1 日～9 月 7 日までの 2 ヶ月が設置期間となっておりましたが、現在設置しております第 1 ターミナルから第 2 ターミナルに移設が決定しました。設置期間としましては、9 月 8 日～12 月 7 日までの 3 ヶ月間を予定しております。

この他の関西国際空港での取組みとしまして、7 月 24 日、31 日、8 月 7 日に忍者（観光戦略課職員 3 人）を派遣して、設置しておりますパネル前での記念撮影会と観光 P R 活動を実施し、それぞれ 100 人以上の方と記念撮影をしました。

今週の土曜日 8 月 30 日に開催される関空夏まつりにおいても設置しておりますパネル前での撮影会を実施します。また夏まつり会場では 13 時からステージ

にて、伊賀市観光大使である『いが☆グリオ』によるステージを実施する予定です。詳しい内容につきましては、観光戦略課にお問い合わせください。

※**Trick Art**[®]（トリックアート）は株式会社エス・デーの登録商標です

(3) 敬老の日お祝い訪問について（資料No.3）

敬老の日、お祝い訪問を9月15日に実施します。

腰山の特別養護老人ホーム「森の里」をはじめ市内5箇所の特別養護老人ホームを副市長とそれぞれ訪問し入所者の方々の長寿をお祝いしたいと考えています。

施設訪問の際には、花と施設で使用いただける物（ハンドジェル）をお祝い品としてお贈りします。また、最高齢者の方には、長寿の記念品として羽毛布団を贈呈し長寿をお祝いしたいと考えています。

なお、今年の最高齢の方は、女性は、伊賀市市部の福井たまへさん106歳、男性は、伊賀市緑ヶ丘南町の濱田武夫さん104歳です。

また、長寿を迎えられた方へ、お祝い状の送付や市民センターなどへのお祝いメッセージを掲示し、お祝いとさせていただきたいと思っています。

【主な質疑応答】

（記者）ミラノの参加決定については、いつ通知が来ましたか。

（観光戦略課長）6月2日にメールが来ていましたが、あくまで事務連絡であり、8月7日にジェットロで正式に発表されました。

（記者）敬老事業について、予算で計上してあったものが年度途中で見直しとなった事情等があるようであれば教えてください。

（市長）予算計上したからそのまま継続しなければならないということはありません。年度途中であっても改めるべきものは改めたほうが良いと思っています。

（記者）見直しは担当課から決めましたか。

（市長）私が見直しを決めました。いろいろ周囲の状況を調査し、長寿の方の動向を精査しました。目配りする中で判断しました。

（記者）いつ決定しましたか。

（市長）担当課からお答えします。

（介護高齢福祉課長）4月16日に見直しの指示があり、決裁が終わったのが7月17日です。

(市長) 私の方針としては、皆さんで使えるものをまとめてお届けするということです。

(記者) お届け物は具体的に言うと何ですか。

(介護高齢福祉課長) 各施設にハンドジェルを 10 個ずつお届けします。今回の見直しの協議の中で、市長から旧上野市以外の施設を訪問していないのはおかしいということで、今年は旧郡部の施設を中心に回ることとしました。

(記者) 川上ダムの負担金については、65 億円ですか、それとも 72 億円ですか。

(水道部次長) 65 億円については、川上ダムの総事業費 1,180 億円の利水への負担が 11%です。そのうち厚生労働省の補助金の 2 分の 1 が交付されます。よって、伊賀市の利水の実質負担が 5.5%で、事業費 1,180 億円に対する 5.5%で 64.9 億円です。

72 億円というのは、今回、補正予算に計上しているのが、平成 25 年度までの事業実施額をもって一旦精算して償還を開始するということです。それに関して、単年度で支払をするのは困難ですので、30 年間で分割して支払する、その総額が 72.5 億円になります。

(記者) 補正で支払おうとしているのは何ですか。

(水道部次長) 今回の補正予算は、今年の償還金額を計上しています。償還する元金を 30 年間かけて返すため、利息がかかりますので、その合計が 72.5 億円です。

(記者) 元金は何ですか。

(水道部次長) これまで行われた事業に対して、利水の分については、水資源機構が借入を行って事業を実施しています。

(記者) 72 億円は 1,180 億円とは別ですか。

(水道部次長) 72.5 億円は 1,180 億円の中の一部です。昭和 57 年度から平成 25 年度まで実施されてきた事業について、利水分の負担分を今回、支払を開始するということです。

(記者) 昭和 57 年度から平成 25 年度まで実施されてきた事業費はいくらですか。

(水道部次長) 詳細は議会の中で説明させていただきます。

(市長) 議会において、予算案の中で審議する必要がある事項ですので、今は詳しく申し上げることは控えさせていただくということです。

(記者) 平成 26 年度以降、本体工事が始まると別の経費がかかりますか。
(水道部次長) 工事完了後、改めて精算しますので別の経費がかかります。

(記者) 1,180 億円は昭和 57 年度から完成までの事業費ですか。
(水道部次長) 今現在、示されている完成までの総事業費です。

(記者) 完成までに伊賀市が支払う金額はいくらですか。
(水道部次長) 検証が終わりましたが、完成年度がいつであるとか、詳細が決まっています。

(記者) 1,180 億円だとすればいくらになりますか。
(水道部次長) それは、昨年 12 月 1 日の市民説明会で示させていただきましたが、利息も含めて 76.6 億円です。これに対して、分割して支払っていきますので合計では利子が嵩みます。

(記者) なぜ、昭和 58 年度から支払ってなかったのですか。
(水道部次長) 基本的にダムの利水分については、水資源機構が事業費を立て替えてダムが完成してから事業費の精算を行い、それに基づいて利水者が負担金を支払っていくのが通例です。ただ、利水者の希望によって、途中で精算して支払うことも可能となっていますので、今回、伊賀市は平成 26 年度から支払いを開始したいという判断をしました。

2. 9 月議会提出議案について

(秘書課長) 決算の認定 15 議案、補正予算 5 議案、条例 10 議案、その他 6 議案、全部で 36 議案です。決算、補正予算の説明は省略させていただきます。議案第 95 号から議案第 110 号について説明します。

議案 95 号 伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について

【提案理由】

情報公開審査会と個人情報保護審査会の 2 つの審査会は、関連性も高く必要とする委員の識見等も同様であり、行財政改革の面においても効率化を図る必要があることから、2 つの審査会を統合し、情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、条例を制定する。

【条例の内容】

- ・審査会の所掌事務、調査権限、組織、会議等を規定する。
- ・附則において、それぞれの審査会に係る規定を削るため、情報公開条例と個

個人情報保護条例の一部を改正する。

【施行期日】 平成 26 年 10 月 1 日

【担当課】 広聴情報課

議案第 96 号 伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

【提案理由及び内容】

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の事業者が給付を受ける対象として適切な運営を行っているか確認するための基準について、国の基準に従い条例で定める。

【施行期日】 子ども・子育て支援法の施行の日

【担当課】 こども家庭課

議案第 97 号 伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

【提案理由及び内容】

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、児童福祉法が改正され、地域型保育事業の実施に係る認可が市町村の業務となったことから、国が定める基準に従い、家庭的保育事業の運営に関する基準を条例で定める。

【施行期日】

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

【担当課】 こども家庭課

議案第 98 号 伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

【提案理由及び内容】

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、児童福祉法に放課後児童健全育成事業に関する条項が新設され、市町村は当該事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとなったため、条例を制定する。

【施行期日】

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

【担当課】 こども家庭課

議案第 99 号 母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【提案理由及び内容】

母子及び寡婦福祉法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正により、法律名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改正されたことから、条文において法律名を引用している 4 条例を改正し、そのうち 1 条例において文言の整備を行う。

○改正する条例

- ・伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例
- ・伊賀市社会福祉事務所設置条例
- ・伊賀市福祉医療費の助成に関する条例
- ・伊賀市営住宅管理条例

【施行期日】 平成 26 年 10 月 1 日

【担当課】 医療福祉政策課、保険年金課、建築住宅課

議案第 100 号 伊賀市印鑑条例及び伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について

【提案理由】

市役所本庁と近鉄名張駅東口に設置している住基カードによる証明書等の自動交付機を廃止し、証明書等のコンビニ交付サービスを実施することに伴い、伊賀市印鑑条例及び伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する。

【改正内容】

2 条例において、「自動交付機」を「多機能端末機」と「窓口受付端末機」に改めるなど所要の改正を行う。

【施行期日】 公布の日から 6 月を超えない範囲で規則で定める日

【担当課】 住民課

議案第 101 号 伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について

【提案理由】

- ① 働き家庭等の増加により、放課後児童クラブの必要性が高くなっていることから、小学校の校区再編とも合わせ、新居、三訪、西柘植の3校区へ新たに放課後児童クラブを設置する。
- ② 児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの対象年齢を変更する。

【改正内容】

- ①新たに設置する3つの放課後児童クラブの名称及び位置を追加する。
- ②放課後児童クラブの対象年齢を「小学校1年生から3年生の児童」から「小学校の児童」に改める。

【施行期日】

- ① 平成27年4月1日
- ② 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

【担当課】 こども家庭課

議案第102号 伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

【提案理由及び改正内容】

救急外来を受診する患者は、受診時に内科や外科等の診療科目が判断できない場合が多いため、新たに救急科を追加することにより患者への迅速な対応を図る。また、「日本救急医学会指導医」の資格を持つ常勤医師の着任により救急医療の更なる充実を図る。

【施行期日】 公布の日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

【担当課】 市民病院庶務課

議案第103号 伊賀市立学校設置条例の一部改正について

【提案理由】

伊賀市校区再編計画に基づき、平成27年4月に上野北部地区、上野西部地区、阿山地区において新たに4校を開校し、7校を閉校するため

【改正内容】

- 追加（開校）する学校 三訪小学校、成和東小学校、成和西小学校、阿山小学校
- 削除（閉校）する学校 三田小学校、猪田小学校、古山小学校、花之木小学校、花垣小学校、河合小学校、丸柱小学校

【施行期日】 平成27年4月1日

【担当課】 教育総務課

議案第 104 号 伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【提案理由及び改正内容】

花垣地区農業集落排水処理施設の事業が完了し、平成 27 年 1 月 1 日から供用開始することに伴い、施設の名称、位置、区域を定め、その使用料及び徴収方法を規定する。

【施行期日】平成 27 年 1 月 1 日

【担当課】 下水道課

議案第 105 号 指定管理者の指定について

【提案理由】

赤井家住宅について、新たに指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

【指定期間】平成 26 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

【指定管理者となる法人等】 公益財団法人 伊賀市文化都市協会

【担当課】 中心市街地推進課

議案第 106 号 新市建設計画の変更について

【提案理由】

旧合併特例法に基づき、合併 10 年間のまちづくりを進めるための基幹計画として策定された新市建設計画について、社会経済情勢の急激な変化や合併特例債の発行可能期限が 5 年間延長されたことに伴い新市建設計画を変更するため、旧合併特例法第 5 条第 7 項の規定により議決を求める。

【主な変更内容】

- ・合併特例債事業の見直し
- ・財政計画及び人口推計の変更など

【担当課】 総合政策課

議案第 107 号 辺地に係る総合整備計画の変更について

【提案理由】

上野管内きじが台地区の辺地に係る総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議決を求める。

【変更内容】

上野管内きじが台地区では、本年度、火災発生時における水利確保のため耐震性防火水槽の整備を行うこととしているが、工法の変更や資材費等の高騰により事業費を増額する必要があることから、計画を変更する。

【担当課】 総合政策課

議案第 108 号 救助工作車の買入れについて

【提案理由】

中消防署の救助工作車の老朽化が著しいため、更新配備する救助工作車の買入れについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議決を求める。

【契約金額】 117,028,800 円

【相手方】 津市津興字馬池 1127

三重保安商事株式会社津支店 支店長 田中 正彦

【担当課】 消防総務課

議案第 109 号 権利の放棄について

【提案理由】

契約を締結した工事の受注者である相手方が破産申立てをし、工事が履行不可能となったことから、契約解除するとともに契約約款に基づき違約金を請求したが、相手方の破産手続の終結が決定し回収不能となったことから、違約金請求の権利を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。

【違約金の金額】 434,087 円

【相手方】 伊賀市中友生 1240

有限会社セフネッツ 代表取締役 北川 廣一

【担当課】 契約監理課

議案第 110 号 字の区域の変更について

【提案理由】

農業集落排水処理場周辺整備事業 花垣地区の土地改良事業の施行に伴う字の区域の変更について、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議決を求める。

【変更の内容】 予野字西出、治田字釜ヶ淵の一部を予野字上切に編入する。

【担当課】 総務課

3. 9月の行事等について

(1) ひゅーまんフェスタ 2014 (資料No.4)

日時：9月7日(日) 午後1時30分～午後4時

場所：伊賀市文化会館さまさまホール

問い合わせ先：人権政策・男女共同参画課 (47-1286)

4. その他

【主な質疑応答】

(記者) 移転条例の成立の見通しはいかがですか。

(市長) 議会でしっかり審議をお願いしたいと思っています。

(記者) 住民投票について、50%を超えることが至上命題であった訳ですがどうですか。

(市長) 50%を超えることが望ましいことですが、どのような結果であっても意義があったと思っています。市民の皆さんが議会へその決定を負託されたのではないかと思います。判断のボールは市民から議会へ投げ返された。行政も含めてしっかり結論を出さなければいけないと思っています。

(記者) 住民投票の目標は達成しましたか。

(市長) 達成しました。蓋が開くだけが成果ではありません。開かなかったことで、そこから何を汲み取るのか、何を考えるかです。

(記者) 開票されませんでした。投票した人は無念ではないですか。

(市長) 私ができることはすべてしてきました。残念ではあるけれども無念ではありません。私が癩癩して提案します。これまでの説明会、経緯、議会の反応、当日の結果をすべて勘案して提案します。

(記者) 学校は新しい土地に新しいものは建てないと言われていましたが、学校と庁舎は違いますか。

(市長) その機能を担保できるものがどこにあるかということです。学校はあるものをしっかり使っていけばよいと思います。ムダのないことをしていかなければ、これからの財政を運営していけません。公共施設で学校の占める割合が高いため、あるものを有益に使っていかなければいけないと思っています。